

[事案 2023-372] 損害賠償請求

・令和6年11月16日 和解成立

<事案の概要>

保険会社が無断で給付金請求を取り下げたことを理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年3月から37日間整形外科に入院し、肩腱板断裂手術をしたため、令和4年10月に募集代理店を通じて契約した医療保険にもとづき給付金を請求したが、令和5年10月頃、本契約手続の際に告知漏れがあったため、再度正しく告知したい旨を代理店に相談したところ、保険会社が代理店を通じた相談内容を本給付金請求の取下げであると誤認し、同年11月に本給付金請求を取下げの扱いにした。自分に無断で本給付金請求の取下げが行われたことにより精神的損害を被ったため、損害賠償してほしい。

<保険会社の主張>

本給付金請求の取下げ扱いの不備があったことは認めるが、あくまで当社が社内上一旦そのような取扱いをしただけであり、申立人が希望するのであれば本給付金請求を引き続き維持する取扱いも可能である。給付金請求権の侵害はなく損害が発生していないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本給付金請求が取下げられた状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1)申立人の意思に反して給付金請求が取下げられ、申立人に迷惑がかかったことは否定できず、本給付金請求の取下げが本件紛争の原因になったことは事実である。